



宮 崎 県 公 報

平成27年7月21日(火曜日) 第 2710 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
公 告	

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛸・鱺・鮫・鰯) 1
○肥料の登録……………(営農支援課) 1
○肥料の登録の有効期間の更新……………(“) 2
○都市計画の変更図書の写しの縦覧(3件) ……(都市計画課) 2
公安委員会規則
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

宮崎県告示第 457号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年7月21日から平成27年8月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市関之尾町7221番	旧	23.8~64.7	176.9
			252地先から同市同町7221番41地先まで	新	23.8~28.4	

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成27年7月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成	特定非営利	西畑 良俊	宮崎県宮	この法人は、

27年	活動法人お	崎市佐土	全ての人が安心して心豊かな生活を送れるよう、良心的な質の高い介護や支援、保育を提供するとともに、地域社会の様々な人々が、それぞれの持てる能力を発揮し、介護や支援、保育を必要とする高齢者、障がい者及び子ども達とその家族を支援することで、それらの人々もまた心豊かになれるような相互援助の考えに基づいた事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
7月	ひさまとま	原町上田	
6日	んさく	島8192番地1	

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第 7 条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成27年7月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名 称	所 在 地	
宮崎県第1024号	肉骨粉	肉骨粉5.7-17	TN 5.7 TP 17.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年5月28日

宮崎県第1025号	肉骨粉	肉骨粉6.5-12	T N 6.5 T P 12.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年5月28日
宮崎県第1026号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 442	T N 4.0 T P 4.0 T K 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	平成27年6月12日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、T K : カリウム全量

肥料取締法 (昭和25年法律第 127号) 第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第860号	蒸製毛粉	蒸製毛粉	T N 11.0	その他制限事項は公定規格のとおり	日本ホワイトファーム株式会社	青森県上北郡横浜町字林尻 102番地 100	自 昭和51年4月13日 至 平成33年4月12日
宮崎県第958号	消石灰	65.0消石灰01号	A L 65.0	その他制限事項は公定規格のとおり	有限会社ラテック	宮崎県都城市山田町山田9380番地	自 平成15年4月17日 至 平成33年4月16日
宮崎県第959号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰01号	A L 53.0 S M g 10.0	その他制限事項は公定規格のとおり	有限会社ラテック	宮崎県都城市山田町山田9380番地	自 平成15年4月17日 至 平成33年4月16日
宮崎県第961号	蒸製骨粉	蒸製骨粉57号	T N 5.0 T P 17.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成15年6月2日 至 平成33年6月1日
宮崎県第962号	蒸製骨粉	蒸製骨粉59号	T N 5.0 T P 19.0	その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成15年6月2日 至 平成33年6月1日
宮崎県第998号	加工家きんふん肥料	2.5加工家きんふん肥料	T N 2.5 T P 3.0 T K 3.0	含有を許される有害成分の最大値は公定規格のとおり その他制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	自 平成21年7月30日 至 平成33年7月29日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : リン酸全量、T K : カリウム全量、A L : アルカリ分、S M g : 可溶性苦土

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
都城市
- 2 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画特別用途地区

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県都城土木事務所

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 7 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称

都城市
 2 都市計画の種類及び名称
 都城広域都市計画防火地域又は準防火地域
 3 縦覧場所
 宮崎県県土整備部都市計画課
 宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 7 月21日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称
 都城市
 2 都市計画の種類及び名称
 都城広域都市計画用途地域
 3 縦覧場所
 宮崎県県土整備部都市計画課
 宮崎県都城土木事務所

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成27年 7 月21日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第 7 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第 6 号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（9） [略]</p> <p>（10） 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については 0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（構造改革特別区域法（平成14年法律第 189号）第 4 条第 9 項の規定による内閣総理大臣の認定（構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>（11）～（13） [略]</p> <p>様式第29号（第38条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>受 講 者</td></tr> <tr><td>本 籍 所</td></tr> <tr><td>住 所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第30号（第38条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>受 講 者</td></tr> <tr><td>本 籍 所</td></tr> <tr><td>住 所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第30号の 2（第38条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>受 講 者</td></tr> <tr><td>本 籍 所</td></tr> <tr><td>住 所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	受 講 者	本 籍 所	住 所	[略]	[略]	受 講 者	本 籍 所	住 所	[略]	[略]	受 講 者	本 籍 所	住 所	[略]	<p>（運転者の遵守事項）</p> <p>第12条 法第71条第 6 号の規定により、車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（9） [略]</p> <p>（10） 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については 0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>法第77条第 1 項の規定</u>による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>（11）～（13） [略]</p> <p>様式第29号（第38条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>受 講 者</td></tr> <tr><td>本 籍 所</td></tr> <tr><td>住 所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第30号（第38条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>受 講 者</td></tr> <tr><td>本 籍 所</td></tr> <tr><td>住 所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>様式第30号の 2（第38条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>受 講 者</td></tr> <tr><td>本 籍 所</td></tr> <tr><td>住 所</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table>	[略]	受 講 者	本 籍 所	住 所	[略]	[略]	受 講 者	本 籍 所	住 所	[略]	[略]	受 講 者	本 籍 所	住 所	[略]
[略]																															
受 講 者																															
本 籍 所																															
住 所																															
[略]																															
[略]																															
受 講 者																															
本 籍 所																															
住 所																															
[略]																															
[略]																															
受 講 者																															
本 籍 所																															
住 所																															
[略]																															
[略]																															
受 講 者																															
本 籍 所																															
住 所																															
[略]																															
[略]																															
受 講 者																															
本 籍 所																															
住 所																															
[略]																															
[略]																															
受 講 者																															
本 籍 所																															
住 所																															
[略]																															

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">者</td> <td style="width: 40%;">住 所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第31号（第38条関係）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 講 者</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>本 籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第32号（第38条関係）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 講 者</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>本 籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	者	住 所			[略]		様式第31号（第38条関係）				[略]		受 講 者	[略]			本 籍			住 所			[略]		様式第32号（第38条関係）				[略]		受 講 者	[略]			本 籍			住 所			[略]		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">者</td> <td style="width: 40%;">住 所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第31号（第38条関係）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 講 者</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第32号（第38条関係）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 講 者</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	者	住 所			[略]		様式第31号（第38条関係）				[略]		受 講 者	[略]			住 所			[略]		様式第32号（第38条関係）				[略]		受 講 者	[略]			住 所			[略]	
者	住 所																																																																														
	[略]																																																																														
様式第31号（第38条関係）																																																																															
	[略]																																																																														
受 講 者	[略]																																																																														
	本 籍																																																																														
	住 所																																																																														
	[略]																																																																														
様式第32号（第38条関係）																																																																															
	[略]																																																																														
受 講 者	[略]																																																																														
	本 籍																																																																														
	住 所																																																																														
	[略]																																																																														
者	住 所																																																																														
	[略]																																																																														
様式第31号（第38条関係）																																																																															
	[略]																																																																														
受 講 者	[略]																																																																														
	住 所																																																																														
	[略]																																																																														
様式第32号（第38条関係）																																																																															
	[略]																																																																														
受 講 者	[略]																																																																														
	住 所																																																																														
	[略]																																																																														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。